

子どもの権利条約



イラスト/土田義晴

【目次】

特集「チルドレンズ・エクスプレスと交流・連携」

- ・青空と緑と子ども達の声と 1
- ・交流に関する覚え書き 2・3
- ・チルドレンズ・エクスプレスの記事 4
- 最悪の形態の児童労働の禁止、
廃絶のための条約 5
- 第1期学習講座「子どもと共に創る」から
..... 6・7
- 子どもの権利条約フォーラム99in東京
運営委員会だより 8

日本の地を離れてはや一か月がたとうとされています。私はネットワークの代表として、現在ワシントンDCにあるチルドレンズ・エクスプレス (Children's Express、以下CE) 本部でインターン中です。JUCEB (日本

青空と緑と子ども達の声と

チルドレンズ・エクスプレスインターン日記

安部 芳絵

(運営委員・早稲田大学大学院)

コミュニケーション・エクスチェンジ) の日米NPO交流プログラムの一環として、七月中旬のサンフランシスコで一日ほどトレーニングを受けてから、単身DCへやって来しました。

子どもの権利条約ネットワークは、「子どもメディア」の国際的なNPOであるチルドレンズ・エクスプレス—子どもによるニュースの取材・編集・配信、ラジオ番組の制作などを展開している団体—と「覚え書き」を交わして交流・連携をすすめています。現在、運営委員の安部芳絵さんがチルドレンズ・エクスプレス本部のあるワシントンDCで研修中です。一月の子どもの権利条約フォーラムには数人の子どもたちが来日する予定です。子ども自身が情報の収集・編集・発信などに取り組んでいるチルドレンズ・エクスプレスとの交流はわたしたちの活動に貴重な示唆を与えてくれるでしょう。

暖かく迎えてくれたCE

CEのオフィスはホワイトハウスからほど近いところにあります。スタッフは約一〇名。彼らはみな有給スタッフです。CEについてはニュースレター一四三号で紹介しましたが、子どもによるニュースの配信・ラジオ番組の制作を行っている「子どもメディア」の国際的なNPOです。世界展開をしているだけに、どんな職場なのかなあと不安にかられていた私を迎えてくれたのは、代表・CEOのエリックさん、

子どもメディアの国際的NPO



副代表のリーさんとジュディさんを始めとする、スタッフ全員の暖かい笑顔そして子ども達の声でした。

新オフィスのデザインも子ども意見を反映

アメリカのNPO事情を垣間見た経験は、スタッフと子ども数人で設計会社を訪ねた時のことでしょうか。現在のオフィスが狭くなったので、一〇月に新しい場所(同じ建物の九階から五階へ移るのですが、広さは倍)に移る際のデザインを決める最終説明会があるからです。受け付け、採光に工夫したワークスペース、ラジオ録音のためのスタジオそして子どもが記事を書い

たりミーティングを行うビュロー。建築家の女性からの説明と、スタッフ・子どもからの質問。これまでに二度開かれた説明会にも子どもが参加し、自分たちのビュローについて机や椅子はどれくらいいるか、ミーティングをする際のしきりが欲しいなどの要望を伝えていきます。説明が終わった後は絨毯と壁紙・床のサンプルを二種類持って帰り、どちらがよいか全員で投票しました。

新オフィスの物品は寄付

日本など世界への進出も含め、ここ一年で急成長しているCE。確かに子ども達もスタッフも増え、オフィスを

大きくする必要があるので、よくお金があるなあ、と費用はどれくらいなのか聞いてみました。「いくらか詳しくはわからないけれど、これは全部「in-kind donation」です」。驚いてしまいました。イン・カインド・ドネーションというのはつまり「物盟寄付」のことなんです。なんと新しいオフィスの設計をすべて寄付してもらったわけなのです。CEは501(c)(3)にあたるNPOです。アメリカでは501(c)(3)団体へ寄付をした場合、非課税資格を得ることが出来ますが、これはお金による寄付に限らず、物品での寄付も多く行われています。例えば、仕事で使う事務用品や食品などが寄付されることもあります。

ただいま研修中

現在は、各スタッフの仕事について説明を受け、子ども達から取材の過程を教えてもらい、時には子どもとともにラジオ番組づくりに参加したりしています。さらに日本の文化や言葉についてスタッフの理解を深め、パンフレットや記事の翻訳を行い、二〇〇〇年冬の東京支局開設に向けて準備中です(CEの子ども達は十一月の子どもの権利条約フォーラムに来日します。その際にも、CEの説明などを行う予定です。)夏の青空とワシントンDCの緑とアメリカの子ども達に囲まれて、私のインターンは一〇月まで続きます。

子どもの権利条約ネットワークと チルドレンズ・エクスプレスの交流に関する覚え書き(抄)

1. 目的

この覚え書きは子どもの権利条約ネットワークとChildren's Express Foundation(以下CE)との間に交わされるものである。この覚え書きにおいては特に以下のこと強調する。

(a)一九九九年一月二七、二八日の両日の東京で開催予定の子どもの権利条

約フォーラムに向けて、子ども達の声と経験をまとめ、(b)CE東京事務所開設の実行可能性を検討し、今後の基礎を築くために子どもの権利条約ネットワークとCEが正式の協力すること。

2. 背景(略)

3. 合意事項

一九九九年三月に行われた日米コミユニティ・エクスチェンジによる日米市民活動リンクスの出会いから、パートナーシップを構築することが始まった。CEと子どもの権利条約ネットワークは主として子どもの権利条約第一二条実現のために、一九九九年七月二

六日から、一月一五日までお互いに協力することを合意し、詳細を以下に述べる。

・子どもが興味関心の範囲を広げ、リーダーシップスキルを伸ばし、意思決定をおとなから学び取ることを応援する。

・NPOマナージメントの関する情報を交換する。
・組織の情報を交換する。

・日本とアメリカに関する情報を交換する。

・CEの「子どもの権利条約フォーラム99」参加の機会を創り出す。

・CEが「子どもの権利条約フォーラム99」でプレゼンテーションする機会を創り出す。

・一九九九年一月または二月に、CEに関心を持つ日本の国会議員の前でプレゼンテーションする機会を創り出す。

・CE東京事務所開設可能性を検討する。

・CEの日本における基礎固めをはじめる。

これらを達成するために、CEは以下のことを行う。

・子どもの権利条約ネットワークから、二人のメンバーを迎え入れる。うち一人は、七月二十六日から一〇月八日まで、もう一人は八月一八日から九月七日までである。

・二人に対しては、以下の分野についてトレーニングを行う。NPOトレーニング・特別なイベントのコーディネート・セッションとトレーニング・事務所の経営トレーニング。

・CEの方法・メディア・子どものリーダーシップに関する経験を提供する。

・少なくとも二つのアメリカ国内のCE事務所と交流することで、事務所の経営を紹介する。

・「子どもの権利フォーラム99」での

子どもによるプレゼンテーションのために協力体制をつくる。

・CEに興味を持つ日本の国会議員の前でプレゼンテーションができるように、とりはからう。

・CEの子ども・おとなが子どもの権利条約ネットワークと協力し「子どもの権利条約フォーラム99」でプレゼンテーションをするための来日をアレンジする。

・フォーラムで協力する日本側の子どもを選び抜き、トレーニングをはじめる。

・「子どもの権利条約フォーラム99」でプレゼンテーションを行う。

・CEに関心を持つ日本の国会議員の前でプレゼンテーションを行う。

・CE日本事務所開設の会議に参加する。

・CE東京事務所に関する報告書作成に協力する。

子どもの権利条約ネットワークは以下のことに同意する。

・CEとの将来的な協力関係のために二つの組織間の個人的つながりを築く。

・CEの事務所経営・NPOマネージメント・特別な計画と関連する非公式的活動を通して、CEの方法と将来的展望を学び取る。

・CEとの交流によって、NPOマネージメントを学ぶ。

・安部芳絵は七月八日から一〇月八日までCEのスタッフとして参加する

(平野裕)は八月一九日から九月八日までである。

・「子どもの権利条約フォーラム99」においてプレゼンテーションをするために、CEも子ども・おとなと協力する。

・CEに関心を持つ日本の国会議員の前でプレゼンテーションをするために、CEと協力する。

・「子どもの権利条約フォーラム99」においてプレゼンテーションの場を確保する。

・「子どもの権利条約フォーラム99」CE参加に関する連絡役を務める。日程・調整・宿泊・子どもの募集とトレーニングなどがこれにあたる。

・日本の言葉・文化などに関する問題を提供する。

・CE東京事務所開設に助けとなるであろう組織を紹介する。

・CE東京事務所開設に関する報告書作成に協力する。

4. 社会の関心を集めるために

NCRRCとは、双方の協力を達成するために、社会の関心を喚起する取り組みについて以下のことに同意する。

・北米毎日のような日本の新聞のアメリカ版にフェローシップについての記事を載せる。

・CEの記事を翻訳してNCRRCのニュースレターに載せる。

・NCRRCとCE双方のホームページ

で取り上げる。

・日本・アメリカ双方においてお互いのパートナーシップに関するプレスリリースを行う。

・NCRRCでCEや両組織の協力の関するプレゼンを行う(安部)。

・フォーラム99においてCEの子ども達がプレゼンを行う。

・CEの子ども達・スタッフが、NCRRCの運営委員およびそのほか、CEに興味があるNPOメンバーの前でプレゼンを行う。

・日本において報道を行う。

・CEの子ども達が日本の子ども達にインタビュを行う。

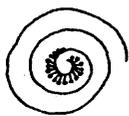
5. 一般的留意点

(1)この覚え書きは、双方に対して、財政的な書類ではなく、またどんな財政的な義務を課すものではない。

(2)この覚え書きは、お互いの独立性を保つため、それぞれの権限をなくすものでもなければ、弱めるものでもない。

(3)この覚え書きは、子どもの権利条約ネットワーク運営委員、CEマネージャー、ネットメンバーに知らされる。

(4)この覚え書きは、双方が必要となるときは、適宜更新されるものとする。



(抄訳)

チルドレンズ・エクスペレスの記事

インディアナポリス・スター (The INDIANAPOLIS STAR)
一九九七年二月三日 (日曜) に掲載。

世界のいろいろな場所、ほんの少しの賃金で子ども達が長時間働かされている。ある子どもは道端でまたある子どもは薄汚い工場で。

〈搾取についての記事がアメリカの問題意識を向上させる〉

ケイティ・ミンクナー (一六歳)

ほの暗い明かり。換気の悪さ。息苦しい。長時間。言葉によるまたは肉体的・性的な虐待。子ども達にとってはなんとひどい労働条件であろうか。しかしながら多くの子ども達がそのひどさに耐えている。

ユニセフの一九九七年のレポートによると、約2億5千万人の一五歳未満の子ども達が世界中で働いている。その多くはアジア・アフリカそしてラテンアメリカに住んでいる。いったいどれくらいの子どもの達が極悪な条件下で働いているのかは誰も知らないが、搾取は未だに起こっている。(中略)

【企業・各国の動向】

近年、パキスタンの状況はスポーツ用品のトップ企業によって決定づけられている。今月初め、ナイキやリーボックは、世界の七五%、一〇億ドルにもおよぶサッカーボールの生産高を誇るパキスタンにおける、児童労働によるサッカーボール生産停止を公表した。

子ども福祉の団体は一四歳以下の一人もパキスタンの子どもが、わずかな賃金で一日に一〇時間にもおよぶボールの縫合作業をしていると推定している。

児童労働者を保護するための活動は地球規模で行われている。一九八九年に国連は子どもの権利条約を採択したが、条約では「健康を脅かすような労働から守られ、教育と発達への権利が保障」されている。一九九七年二月現在一八七カ国が条約を批准している。アメリカ合衆国は本文の変更を検討しており、未だに批准していない。

(中略)

【三つの企業が何をしているのか】

チルドレンズ・エクスペレスは近頃、ナイキ、デイズニー、リーバイ・ストラウス社の代表と話す機会を得、児童労働が行われている地域で、各社の海外下請け工場での労働条件や賃金についてどのような変化が起こっているのかを知った。

「アメリカの企業は、最悪な形態の労働条件を取り除くのに、とても建設的な役目を果たすことができるでしょう。」ライシはいう。企業は次の二種類のことができる。一つは社内規定を設けること。もうひとつは、工場内の状況をモニタリングすることである。社内規定では具体的に工場内でのような労働条件がとられるべきを示すが、その中には一四歳以下の子どもを雇用することを禁止する規定も含まれる。私達が話を聞いた三つの企業はどれもこのような社内規定を持っている。それぞれの企業は、企業が契約した下請けの工場が過去一〇年一四歳未満の子どもを雇っていないと主張した。

ナイキのPRディレクターであるジム・スモールは、児童労働が報告された後の消費者から圧力によって社内規定が作られたことを認めた。しかしながら、リーバイ・ストラウス社のコミュニケーション・シニア・マネージャーであるリンダ・バトラは、企業は社内規定を労働条件の改善の一環だと考えていると語る。「私達は本当にはじめたばかりです。下請けの雇用者には、平均的な条件をきいたのですが」と彼女は言った。

三つの企業すべてが、これらの下請け工場は企業の間人によってよい換気・十分な明かり・労働時間の短縮を保障するために視察されており、虐待の報告は調査される、としている。しかし、海外下請け会社の労働条件が改

善されていると企業が述べても、工場レベルで実際に何が行われているのかを知るのには難しい。

例えば、チルドレンズ・エクスペレスがバングラデッシュのダッカにある衣類の製造工場のオーナーにインタビューした際、彼の工場では何が行われているのか、彼はまったく知らない様子であった。「私達は彼に視察官について、尋ねました。虐待などの問題をどのように取り扱っているのか、そして彼は何も知らなかったのです。」チルドレンズ・エクスペレスのメンバーの一人は言います。「そして彼はまた、子どもが労働年齢以下かどうかをどうやって見極めるのかも知りませんでした。」

【低賃金という罠】

これらの第三世界の工場では、労働条件だけがなにも改善すべき点ではない。もっと大きな問題は賃金である、とチャールス・カーナゲンは言う。彼は世界中の労働者問題を扱う人権活動グループである、National Labor Committeeのディレクターである。カーナゲンの組織はアメリカ企業が海外でどのような活動を展開しているかを調査し、ホンジュラスではカーシー・リー・ギフォードの服が、一〇代の子どもの女性によって時給たった三二セントでつくられていることを明るみにした。

ユニセフの報告書によると、「多くの企業がその工場を、最も安価な労働力、最低限の賃金でまかなえる国に建てている。」賃金問題は第三世界の政府もその一端を担っている。(以下略)

いますぐに、行動しなければならぬ!と世界が認識した

「最悪の形態の児童労働の禁止、 廃絶のための条約」

岩 附 由 香 (国際子ども権利センター)

世界的課題としても児童労働

児童労働の問題は近年世界的課題として注目を浴びるようになりました。それには一九七〇年代から九〇年代にかけてヨーロッパで行われた児童労働による製品のボイコット運動や、一九九二年にアメリカで「児童労働によって作られたものは輸入しない」という法案が提出され、成立しなかったにもかかわらず、バングラデシユの繊維業界の多大な影響を与えたことなどが背景にあります。これらは経済のグローバル化が進むなかで、ヒト・モノ・カネが密接に結びつき、ひとつの国でおこったできごとが、地理的に離れた他の国々のヒト・モノ・カネに直接的な影響を及ぼす構造ができていたことをわたしたちに認識させました。児童労働は、そういった経済構造と、北と南の構造を顕著に現していたのです。

この条約ができるまで

ILO (国際労働機関) のなかでも一九九二年より児童労働廃絶国際プログラム (IPEC) が始まり、児童労働に対する取り組みをはじめました。また、一九九六年のILO理事会で、一九九八年から九九九年にかけて児童労働の問題を取り上げることが決まり、九七年二月にアムステルダムで、一〇月のオスロで国際会議が開かれました。そのなかで、すべての児童労働をなく

すには時間がかかること、それならば特に「耐えがたい」と感じられる労働に焦点をあて、そこからなくしていくということになり、九九年六月のILO総会で二年間にわたる審議が終了し、「最悪の形態の児童労働」の禁止と廃絶のための即時行動に関する条約」として採択されました(注1)。

最悪の形態とは?

この条約は、一八歳未満のすべての子どもを対象としています。「最悪の形態」とは何をさすかという点、

1. 奴隷制度またはそれに類似した慣習(強制労働、子どもの売買や取引、借金による拘束や農奴、戦闘への使用を目的に子どもを強制的または義務的に徴兵することを含む、強制または義務労働)
2. 売春・ポルノの制作、興行に子どもを使用、斡旋、提供すること。
3. 不正な活動、特に薬物の生産や密売に子どもを雇用、斡旋、提供すること。
4. 性的に、またはそれが行われる状況によって、児童の健康、安全または道徳に害を及ぼす恐れがある業務の四つであり、4. の業務に関して、各国が関連団体と協議し規定することになっています。

条約を批准した国に課せられる義務と特徴

この条約を批准する各国は、条約で

定められた規定の適用を監視すること、また優先事項として、最悪の形態の児童労働を廃絶するための行動計画を策定し実行すること、またその実施に関してはILOの三者構成(注2)だけでなく、適宜その他の関連グループ(NGOなど)の意見も考慮することが義務とされています。条約のタイトルにもあるように、「即時行動」することが求められていること、「戦闘における子どもの使用」が最悪の形態と定義されたこと、「時限的」な行動計画を行うよう定められていることが特徴です。

日本ができることは?

条約の本文でも認められているように、今後の「国際協力」は児童労働の問題を解決する上で大変重要であり、まずこの条約を早急に批准すること、そしてその責任としてIPECへの恒常的拠出や、法的連携、情報交換を通じて、児童労働の問題に関わっていくことが期待されています。

(注1) ILO条約とはILOが策定する国際労働基準であり、加盟国(一七四か国)はそれを批准することによりその条項を実施する義務を負います。

(注2) 三者構成ILO条約を作る審議に参加するのは、各国政府、使用者、労働者の三者の代表です。これを三者構成と呼びます。

一九九九年 第一期学習講座

第一回 七月三日

条例づくりへの子どもも参加

講師 山崎信喜さん
(川崎市教育委員会)

「子どもをひとりの権利主体」として認識することから出発した川崎市の条例づくりは、「市民参加型」として全国的にマスコミなどから注目されている。なかでも特筆すべきは「子ども市民」の参加である。条例策定のための会議自体に子どもが委員として参加しているのだが、言葉ひとつとっても会議用の言葉は子どもにはチンプンカンプンだったりする。それをひとつひとつ、わかりやすい言葉に直したり、ネクタイをはずし子どもに快適な雰囲気を作り出した様子など工夫がなされている。そんななかで子ども達からはおとなとはまったく違った角度から質問がでて驚くこともしばしば。「子どもと一緒につくるのは大変だなア。」当初、その思いが消えなかったが、いつの間にかなくなり、現在では子どもとおとな双方が学びあえる雰囲気ができあがってきたようである。

国が締結する条約があるのになぜ川崎が条例をつくるのか？その答えは「今の子どもたちには条例が必要だから。」である。九四年に条約が締結されたがそれで権利保障達成され

子どもも と共に 創る

たわけではなく、問題はまだまだ残っている。川崎市は直接子どもと接する自治体として、取り組む必要性がある、と山崎さんは言う。

その後、川崎市で条例づくりがはじまるまでの地域教育会議・川崎夢共和国などの土壌や、六月に出された中間報告、策定までの今後の予定などが説明された。会場からは、「私達のまちでも子どもも権利条例をつくりたい」という声も聞かれ、大変充実した内容であった。(安部芳絵)

第二回 七月一日

遊び場公園づくりを 子どもたちの手で

山本克彦さん(90才代表)

滋賀県近江八幡市で取り組まれている公園づくりへの子どもも参加の様子を、サポーター代表として子どもたちの支援をしてきた山本克彦さんから報告していただきました。

近江八幡市では、子どもたちの意見を地域社会づくりに活かそうと「ハートランドはちまんな議会ジュニア」を発足させています。これは、小五から中三の子どもたちが、公衆と地域推薦で議員に選ばれ、社会人のボランティア・サポーターから支援を受けつつ、さまざまな街づくりに参加するというものです。そのなかでも、特に今回報告して

いただいたのは、「遊び場づくりワークショップ」についてでした。地元の方から公園用地の提供があり、子どもたちを中心に、サポーター、市職員、地元住民も参加する形で、公園づくりの全プロセスを、みんなでワークショップをしながらやってしまおうという活動です。

講師の山本さんは、ワークショップの様子を撮影したビデオを使いながら、四回行われたワークショップの様子を説明してくれました。特に、第四回目は、業者による説明と、公園建設業者を決める入札投票が行われました。まず、市内六業者が、ワークショップで作られたプランをベースにした自社プランを説明、それから子どもたちの質問や意見交換があり、いよいよ子どもたちや住民による投票です。これぞ、子どもや住民による地域参加という瞬間でした。

山本さんによると、選ばれた公園のプランは、お年寄りがゲートボール場としても使える多目的グラウンド、トンネルや丸太遊具のほか、子どもたちがみんなで作る池があるというもの、これまでの美観重視の固定的な公園でなく、人のつながりや活動が見える公園というところが評価されたのではないかと、いうことでした。

最後にコメンテーターの喜多明人

第三回 七月一六日

子どもの意見を取り入れた 子どもセンターづくり

山口正人さん
(子どもセンター子ども委員会委員長)

「ばあん」とは町田市にある、一九九九年五月にオープンしたばかりの子どもセンターです。この子どもセンターのすばらしいところは子ども委員会を設けて、センターの企画・制作に使用する立場にある子どもの意見が採用されていることです。今回は「ばあん」ができるまでの過程と現在の状況を、この子ども委員長である山口正人さんに報告していただきました。

この子どもセンターの企画・制作に積極的に子どもの意見が採用されるようになったのは九八年五月に「子どもセンター一号等」子ども委員会が発足されたところからになります。この委員会のメンバーは市



コメンテーターの林大介さんと報告者の山口正人さん

の青少年課の方から呼びかけがあり集まったそうで、小学生は三〇人、四〇人、中学生は二・三人でした。第一回会合ではセンターの大きさはどはあらかじめ決められていたため、建物の配色設定とセンターをどう使うかについて話し合ったそうです。

本来ならば小中高生全員で会議を聞くはずなのですが、中学生が部活で会議を聞く時間が遅くなったため小学生と時間が合わなかったり、小学生は議題についてたたくさんの案を出してくるもの、その案をどう実現するか、ということを決めるところまで集中力がもたないという問題が出てきました。そこで小中高生で一度会議を開き小学生に案を出してもらい、その後中学生で案をどうすれば実現できるかを二度目の会議

を開き決定するという形をとることになりました。

私は「ばあん」で最も注目すべきところは大人が子どもに社会参加を呼びかけているというところにあると思います。子どもだけで社会参加をするのはとても難しい、社会参加という概念がない場合もあります。だからすでに社会参加をしている大人が子どもの社会参加に手を貸してあげる、というのが理想だと思います。これから子どもでも社会参加しやすい状況が広がって行くことに期待しています。(大井 和)

第四回 七月三日
「インドの働く子ども参加の権利」

甲斐田万智子さん
(国際子ども権利センター代表)

参加の権利を行使する「バタフライズ」

「バタフライズ」は、靴磨きやくず拾い、ポーターなどをして働く子どもをエンパワーすることを目的とした団体。バタフライズが掲げている「子ども参加」というのは特別なプログラムではなく、毎日の生活の中の根底にあるものです。昨年、シンポジウムのために来日したラム君は、バタフライズの活動に参加することによって「自分達のことだけを考えるのではなく、女性や異民族など、他の抑圧されている人々の気持ちを分かるようになり、行動するようになってきた」と語っています。

児童労働問題に取り組み

「CWC」

農村において子どもとその親への

職業訓練を行い、子どもにとって必要な適性教育をすることを目的に結成されたのがCWC(The Concerned for Working Children)。CWCでは、三者タスクフォースという、子ども、雇用者、おとなの村議の三者が対等な立場で話し合う場を設け、子どもの時から村議やおとなと話し合うことにより、子どもが十八才になった時には社会状況について理解し行動することができるシステムを築いています。

また子どもの問題は様々な場所でも同じような問題が起きており、村や州を超えて、国レベルで児童労働について考えることが必要となります。CWCは五〇〇〇人近い子どもを集めた「働く子どもの全国大会」を開催したり、一九九六年一二月には、南アジア(スリランカ、バングラデシュ、ネパール、インド)で働く子どもを中心とした国際サミット(大臣や国連関係者も参加)を開催するなど、活発に活動しています。

これからの課題

バタフライズやCWCの活動から分かるように、「子どもの権利」を大切にするかしないかが子どもの成長にとって重要になります。子ども自身も自分の意見を調整し、まとめる機会が、日本の子どもにどれだけあるか。子ども自身が自ら問題を見つけてその解決策を探ること、そして、子どものエンパワーメントとともに、社会全体を変えていくことが必要となります。

(林 大介)

※なお国際子ども権利センターでは、今年も「児童労働シンポジウム」を、

一〇月八日に大阪で、一〇月一六日に東京で開催する予定です。

「子どもの権利条約学習講座」に参加して

山口喜代司さん(栃木県・野木町)

今回の講座開講を新聞記事で知り、週一回計四回の講座に参加させていただきます。

第一回の講座に参加したとき、まずドキッと思いました。私が想像していたのと違って、こじんまりした部屋に、それにふさわしいくらいの方々がいらつしやいました。「むむ、これは“超”専門家の皆さんの集まりなのではないのか?」と思っただけです。

でも、そこが恐いもの知らずの「素人」のいいところ、四回の講座全部に参加させていただきました。

講座は①川崎市の「川崎市子ども権利条約」策定の取り組み②近江八幡市の小・中・高生が参加し、設計から、投票による施工業者の選定まで行った公園づくり③町田市の小・中・高生にらる子どもセンター「ばあん」のソフトづくり④インドの働く子どもたちの権利支援の現地状況報告。

以上、四回の講座は、いずれも新鮮な刺激を私に与えてくれました。これからも機会をとらえて勉強させていただき、わが町でも子どもと大人のパートナーシップづくりを実践できたらと願っています。

子どもの権利実現と

国、自治体、NGOのパートナーシップ

企画内容の骨子固まる

去る七月三〇日、第二回フォーラム実行委員会が開かれ、一月二七・二八日両日の企画内容がほぼ固まりつつあります。

全体企画

*シンポジウム「子どもの権利救済をどうすすめるか」

自分の権利が侵害されていても相談できずに苦しんでいる子ども、勇気を持って相談しても効果的な解決策を取ってもらえない子ども、自分の権利が侵害されていることすらわからず放置されている子どもなど。子どものSOSを受け止め、救済する仕組みや取り組みの現状、課題を明らかにしていきます。

*子どもアクション広場

例年どおりの子どもたち同士の経験・意見交流の場を企画していますが、今年は、子ども自身による子どもへの情報発信を行ってきたNGO「チルドレンズ・エクスプレス」との交流も予定されています。

分科会企画（カッコ内は企画運営団体）

*権利学習ワークショップ（CAP）*子ども・おとな演劇的ワークショップ（劇団風の子）

*地域と文化活動（埼玉・子ども劇場）*子どもの電話相談活動（せたがやチャイルドライン）

*子どもの居場所（東京シユレ）*活動する南の子どもたち（児童労働・性虐待（国際子ども権利センター・日本フォスタープラン・フリーザチルドレンジャパン）*学校と子ども参加（子どもの人権埼玉ネット）*子ども企画「子ども交流会（仮）」など

（喜多明人）

運営委員会が固まる

今年も、十八歳未満の子どもも含め、一〇代の運営委員が四人。そのこともあって、第一回は六月十三日の日曜日に運営委員会を開催しました。ただし、一〇代の委員も平日の夜のほうが、かえって出席しやすいという声が出て、第二回の運営委員会からは、原則毎月の第一月曜の夜（八月だけは第四週です）に開催という方向になりました。毎回、最初に、情報交換会を開いていますので、運営委員に限らず、会員の皆さんの参加を歓迎します。すでに、毎回のように参加している一般会員の方もいます。

活動としては、まず、第一期の学習講座を七月に四回実施しました。「子どもと共に創る」という共通のテーマで、いわば最新の子どもの参加事例報告。内容的には、かなり素晴らしいものだったと、主催者としては考えているのですが、いずれの回も参加者が一〇〜二〇名程度と、予想より少ないという課題が残りました。学習講座についてご意見、アイデアなどありましたら、是非お寄せください。

また、今年も、子どもの権利条約フォーラムが東京で開催されることになり、運営委員の多くが、フォーラム実行委員会に参加しています。今回は、分科会の企画運営を、子どもの権利関連のいくつかの団体で、ある程度引き受けていただくという形で進めていますので、これまでとはちがった多団体協力型のフォーラムになるのではないかと思います。

最後に、ネットワークはチルドレンズ・エクスプレスとの交流を進めています。今、運営委員の安部さんが、現地に研修に行っています。十一月には子どもたちが数人来日し、フォーラムで、日本の子どもたちとの交流もありそうなので大変楽しみです。

（藤井幹夫）

「子どもの権利条約」No.45
1999年8月15日発行
★発行（隔月刊）
子どもの権利条約ネットワーク
〒105-0022 東京都港区海岸
1-6-1-831
Network for the Convention
on the Rights of the Child
Tel. 03-3433-7990
Fax. 03-3433-7369
(月・金曜日/午後1時~午後6時)
<http://www.ne.jp/asahi/crc/network/>
★発行人 喜多明人
★編集人 荒牧重人
★年会費 4,000円
学 生 2,000円
18歳未満 1,000円
定期購読 5,000円
※郵便振替 00180-2-750150
★印刷 (株)第一プリント

子どもの権利条約
のこれから
—国連・子どもの権利委員会
(CRC)の勧告を活かす
●子どもの人権連・反差別国際運動
日本委員会編
本体価格1714円+税
学校でとりくむ
子どもの権利条約
—国連・子どもの権利勧告を活かす
●子どもの人権連・学習研究委員会編
本体価格762円+税
東京都千代田区九段北
4-1-11原鉄ビル5F
TEL 03-3234-4641
エイデル研究所

解説 子どもの権利条約 「第2版」 ※表示価格は税別です
永井憲一・寺脇隆夫/編 B6判 1400円
検証 子どもの権利条約 市民がつくる「子どもの権利条約白書」
子どもの権利条約フォーラム実行委員会/編 四六判 1700円
学習 子どもの権利条約 子どもの権利条約ネットワーク/編 四六判 1900円
喜多明人・荒牧重人・平野裕二/著
学校犯罪と少年非行 学校地域でできる非行防止プログラム
R・ローレンス/著 平野裕二/訳 A5判 3800円
日本評論社
03(3987)8621
FAX 03(3987)8590